

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中村 敦君） ここで報告の件がありますので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼議事係長（長谷川薫君） 朗読いたします。

初めに、下総総第163号。令和5年9月26日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年9月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

1、件名。

議第45号 市有財産(建物)の譲与について。

2、訂正箇所。

別紙のとおり。

3、訂正理由。

床面積の記載に誤りがあるため。

続きまして、令和5年10月4日。

下田市議会議長、中村 敦様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく長友くに。

議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、令和5年10月4日。

下田市議会議長、中村 敦様。発議者、下田市議会議員、沢登英信。同じく長友くに。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） ただいま局長補佐から朗読のありました議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正の申入れについて、9月28日に議会運営委員会が開催され、本申入れについて受理され、本日の会議の議事日程について事前協議が行われましたので、報告いたします。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時13分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

お諮りいたします。

この際、議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正についてを日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

ここで、議事日程を配付いたします。

お諮りいたします。

議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正を日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正についてを日程第1の前に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎議第45号の説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

○市長（松本正一郎君） おはようございます。

貴重なお時間を取らせてしまいまして申し訳ございません。

先ほど議会事務局から説明ありましたとおり、議第45号 市有財産の譲与について、この記載の一部に誤謬がありました。原案を訂正し、御審議をお願いするものでございます。

このように御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

なお、訂正の具体的内容につきまして、担当課長から御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩君） 貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ございません。

ただいま市長より申し上げました議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正につきまして、お配りさせていただきました令和5年9月市議会定例会提出議案の原案訂正についての別紙により御説明申し上げます。

訂正の内容でございますが、2. 譲与財産の項目中、床面積197.08平方メートルを202.05平方メートルに訂正するものでございます。

以上、議第45号 市有財産(建物)の譲与についての原案訂正の説明を終わります。

このたびは御迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第45号の原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

この後、産業厚生委員会を開催するため、暫時休憩とします。

午前10時18分休憩

午前10時23分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの令和4年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、沢登英信君から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

沢登英信君。

〔決算審査特別委員長 沢登 英信登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登 英信君） それでは、お手元に配付されました報告書に基づき、報告をさせていただきますと思います。

下議委第39号、令和5年10月4日、下田市議会議長、中村 敦様。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 令和4年度下田市駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月20日、21日、22日、25日、26日、27日、28日の7日間、議場において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、鈴木企画課長、須田総務課長、大原財務課長、土屋税務課長、土屋防災安全課長、斎藤市民保健課長、芹澤福祉事務所長、鈴木環境対策課長、糸賀産業振興課長、佐々木観光交流課長、佐々木学校教育課長、平川生涯学習課長、平井建設課長、

白井上下水道課長、加藤会計管理者兼出納室長、高橋監査委員事務局長、藤井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審議を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである

３．決定及びその理由。

１）認第１号 令和４年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

２）認第２号 令和４年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

３）認第３号 令和４年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

４）認第４号 令和４年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

５）認第５号 令和４年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

６）認第６号 令和４年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

７）認第７号 令和４年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

８）認第８号 令和４年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

9) 認第9号 令和4年度 下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

10) 認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断をいたしました。

引き続きまして、令和4年度各会計の決算審査について、決算審査特別委員会、一般会計におきます事務事業と決算についてを報告をいたします。お手元の資料を出していただきたいと思います。

はじめに、令和4年度の事業執行は、「つながる」を合言葉に、新型コロナウイルスへの対応や、下田グローバルCITYプロジェクト、また、まちの将来像に関わる新庁舎建設、白浜大浜海水浴場の暴力団及び条例違反業者対策、下田グランドホテル用地購入等が進められてきた。

平成28年8月から21億3,942万円かけて取り組んできた新下田中学校の改築整備工事が竣工し、令和4年4月13日に全校生徒417名が出席し開校式が挙行された。

新庁舎建設は平成29年度策定の下田市新庁舎建設基本計画の改訂版が策定され、旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務を池田設計事務所と契約し、体育館を利用した棟と新築棟は設計業務のプロポーザルの結果、株式会社SUEPと契約した。

新型コロナウイルス感染症対策は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億8,617万8,000円を受け、38事業に4億1,250万7,077円を支出している。7月14日にはコロナ第7波に突入し、8月4日には下田市の新規感染者数が1日当たり過去最多の48名となった。8月25日には有症状者（18歳から39歳）への抗原定性検査キット配布が開始された。9月28日には静岡県医療ひっ迫注意報が発令された。12月には国評価レベル3に引き上げられたが、令和5年3月にはレベル1に引き下げられた。

新型コロナウイルス感染症に対応した38事業のうち主な施策は、原油価格、物価高騰対応事業者支援給付金事業、給付金の支給額は5,139万円です。5万円の事業者が393事業者、1,965万円。3万円の給付の事業者が1,058事業者、3,174万円となっております。

学校給食の無料化は5,455万7,846円で、令和4年8月から令和5年3月まで、また、幼稚園、保育所、認定こども園の給食無償化は、同様に令和4年8月から令和5年3月分まで無料といたしました。

子育て世帯応援給付金、高校生までの児童 1 人当たり 3 万円の支給は、2,084 名に支給がされております。

新型コロナワクチン接種は 5 回まで集団接種・個別接種が行われました。4 回目は令和 4 年 6 月に 1 万 1,639 名、5 回目は令和 4 年 9 月に 6,493 名が接種した。市内感染者は 9 月 27 日時点で 2,345 名を数えた。この総事業費は 1 億 9,398 万 354 円は国庫の負担金と補助金でした。企画課。

(1) 下田市ホームページをリニューアルした結果、メールサービス登録者数が 6,632 名(令和 5 年 3 月末現在)に達した。これにより、市民との距離が近づいた。

(2) 無料の無線公衆 LAN 設備は、市内に 14 箇所設置されている。ステッカー等の表示が目立たないために、利用者にとっては分かりにくいとの指摘があった。各地点で視認性を高めるために改善するとの回答を得た。

(3) 子育て世代テレワーカー育成講座(全 10 回)には、15 名の女性、1 名の男性の参加があり、講座終了後、実際に在宅テレワークに結び付いた名も現れるなど、成果が上がった。

(4) ふるさと納税額が年々増加傾向にある。件数では海産物が人気だが、令和 3 年度から導入された旅行ポイントが 2 年連続して売上のトップとなっている。一方で、期待の大きかった株式会社サンリオとのコラボ商品の「あじさいキティーぬいぐるみ」は苦戦を強いられた。また、企業版ふるさと納税は、寄附実績がなかった。今後、企業へのアプローチに創意工夫が望まれる。

(5) 市内で水揚げされたカジキを使用した料理を「下田 Sea 級グルメ」として、食材の PR、観光産業の活性化に取り組んだ。市内 15 店が Sea 級グルメに認定され、各店ではそれぞれ工夫を凝らしたカジキ料理を提供し、マリノフェスタ下田での人気も上々で、今後が期待される。

総務課。

(1) 職員の健康診断については、受診率は 84.5%であるが、人間ドックの受診者を含めると 94.5%の受診率となったことを確認した。

(2) 令和 4 年度は、メンタルが原因と思われる 2 名の職員が休職している。職員のメンタルヘルスに関しては、メンタルチェック、産業医、労働安全委員会等で対応しているが、職員の増員を含め、職員に過度の負担がかからない労働環境の整備を求めた。

(3) 職員研修は、業務、個別スキル支援研修、組織課題研修を開催した。今後も職員の能力向上のため、研修制度の充実を求めた。

(4) リモート会議対応のため、庁内インターネットパソコンをカメラ付きのパソコンに更新するとともに、複数名でのWeb会議に対応するため、大型モニター、スピーカー、プロジェクター等が購入された。

(5) 窓口業務の効率化、住民サービスの向上のため導入した窓口証明書発行支援システムについては、設定調整後に稼働する予定であることを確認した。

(6) 高齢者等IT機器購入支援事業については、新たにスマートフォンを購入する高齢者等62名に1万円を上限に補助金を交付するとともに、スマートフォン活用講座を12回開催し、延べ183名の高齢者が参加した。

選挙管理委員会。

(1) 令和4年度は、7月10日に参議院議員選挙が行われた。開票集計速報の報告を円滑に行うため、静岡県選挙管理委員会の速報システムとの連携機能を有した選挙開票システムを214万5,000円で購入した。

参議院議員選挙の経費は1,649万8,943円で、国庫委託金1,494万442円の交付を受けた。

(2) 静岡県議会議員選挙事務は、ポスター掲示板の設置及び撤去、投票入場券の印刷、郵便料として302万3,687円を支出し、県費委託金として同額が交付された。

(3) 下田市議会議員選挙事務は91万7,430円の支出で、令和5年4月23日の投票に向けた準備を行った。

(4) 須崎財産区議会議員補欠選挙及び柿崎財産区議会議員補欠選挙は、立候補者が定数を超えなかったため、無投票となりました。

財務課。

(1) 財政の弾力性を示す経常収支比率は83.5%で、前年度より3.2%悪化した。

財政力を示す財政力指数は3か年平均で0.460(単年度0.455)で、前年度比0.007ポイント悪化した。(単年度プラス0.006ポイント)

実質単年度収支は1億4,192万6,000円で、令和2年度から3年連続の黒字となったが、新型コロナウイルス感染症対策経費等への国県補助金の過交付により、翌年度に返還が必要となる一般財源1億3,052万9,000円が含まれている。

(2) 財政調整基金は、4億5,000万7,000円を積立て、3億6,000万円を取崩し、令和4年度末残高は11億3,402万6,000円で、前年度比9,000万7,000円、8.6%の増となった。一般的に財政調整基金は、標準財政規模の10%から20%が適正と言われており、最低ラインはクリアされている。

(3) 過疎対策事業債は、市民文化会館改修事業 2 億 1,770 万円ほか 4 事業の財源として 3 億 3,240 万円を借り入れた。また、過疎地域自立促進特別事業債（ソフト事業分）は、中学校通学バス運行事業 7,900 万円ほか 3 事業の財源として 3,500 万円を借り入れた。

なお、令和 4 年度交付税では、過疎対策事業債の償還費である 8,352 万 6,000 円に対し、基準財政需要額として 7 割が実額算入として 5,846 万 8,000 円が算入されている。

(4) 公の施設については、46 施設の評価調書を作成し、内容の精査を行った。また、公共施設のマネジメントに関する業務を効率的、安定的に行うことを目的とした公共施設マネジメントシステム導入業務委託を 297 万円で実施した。

(5) 補助事業評価については、151 事業を担当課による内容、効果等の自己評価、行革担当の客観的評価を行うサマーレビューを実施した。

補助事業については、費用対効果やスクラップ・アンド・ビルドの検討も含め、適正な支出が望まれる。

(6) 市有財産(普通財産)については、伊豆縦貫自動車道の用地の代替地として払下申請のあった白浜の原野 819 平米を 1,337 万 7,000 円で処分した。

(7) 庁舎耐震補強については、令和 8 年度までの現庁舎の利用を考慮し、現庁舎の別館及び西館 1 階の I_s 値を 0.6 以上にすることを目標に、耐震補強計画・補強設計業務を 495 万円で実施し、その成果を基に、本館の柱 5 箇所の補強、別館の RC 壁の増設、西館 1 階の梁 2 箇所の補強等、耐震補強工事を 1,171 万 5,000 円で実施した。

(8) 入札については、工事等は入札件数 59 件、落札件数は 57 件で、2 件が不調となり、物品・役務提供については入札件数 69 件、落札件数 67 件で 2 件が不調となった。

また、入札制度改革として、近年プロポーザルによる契約が増加していることから、下田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを策定した。

個別の事業について適正な契約が望まれます。

(9) 令和 4 年度は高濃度 PCB 廃棄処理業務委託を 62 万 9,200 円で実施した。PCB 処理業者、処理施設は限定されているため、効率的な処理を行うため、低濃度 PCB について、令和 5 年度において他の公共施設の分析調査を行っている。

法律で定められた処理期限内に適正な処理を求めた。

税務課。

(1) 市税 6 税目現年の収入額は、28 億 6,270 万 5,289 円、前年度 27 億 2,253 万 2,520 円であり、前年度比 5.1%、1 億 4,017 万 2,769 円の増、収納率は 98.5%と前年度比 0.5 ポイント向上

し、調定額（現年）は、29億531万9,391円で4.7%の増となったことを確認した。

（２）賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理業務の強化と徴収技術の向上を図り、換価配当額は1,274万4,751円で前年度比90%の増となったが、引き続き納税相談等、収納率向上に向けた努力が望まれる。

防災安全課。

（１）下田市津波避難ビル整備事業補助金交付要綱に基づき、新たに１軒の避難ビルが登録された。対浪調査以前に候補とされた旧町内の避難ビルは全て候補から外されており、現在、旧町内に避難ビルは皆無である。そこで旧町内に津波避難施設の建設が望まれる。

（２）防災行政無線の戸別受信機の貸与件数が伸び悩んでいる。一層の周知、利用促進を求めた。

（３）下市内各地域の防災対策はまちまちであり、各地区での要望に応じて整備が進められている現状の中、必ずしも各地区の防災整備が適切に進んでいない。市で各地域の現状情報を整理し、的確な指針を打ち出す防災整備対策を求めた。

（４）春日山遊歩道、敷根避難路の整備状況について改善を求めた。

（５）避難所の防災用品の中に子供用おむつの配布を求めた。

市民保健課。

（１）順天堂大学病院行きの直通バスの利用者は、ピーク時は8,000名ほどあったものが、令和４年度は3,000名ほどに減少している。これはコロナによりバスが敬遠されたことが一つの要因と思われるが、健康増進の観点のみならず、公共交通のあり方の観点からも連携して取り組むことが望まれる。

（２）高齢者のインフルエンザワクチンの接種率は54.1%にとどまっているが、助成額が1,500円と令和２年の2,500円より引き下げられたことが要因と思われ、対応が望まれる。

福祉事務所。

（１）子育て支援基金の状況。

子育て支援アプリ事業は、子育てに関する情報発信を目的として導入されたアプリであるが、年々利用状況が下がっていることから今後の方針について意見を求め、令和５年度をもって廃止する方針であることを確認した。

（２）中学校就学準備給付金（３万円）は、中学校１年生の５月以降に転入した生徒の保護者についても、支給対象者とするよう改善を求めた。

（３）障害児通所支援の放課後等デイサービス利用者数は、令和３年度の４倍近くの成果

となった。今後も発達障害のある児童支援の継続が望まれる。

環境対策課。

(1) 一般家庭から下田市指定袋で排出される可燃ごみは、各地区週2回収集で3,857トン、事業所・ホテル・旅館等からの排出ごみは3,876トンで、リサイクル収集601トン、合計8,334トンとなっている。可燃ごみの推移は、下の表のとおり減少している。平成30年度9,177トン、令和元年度8,520トン、令和2年度7,996トン、令和3年度7,920トン、令和4年度7,653トン。

これは、エコバッグや雑紙保管袋を販売、提供し、一般家庭ごみの減量化、資源化を促進した結果である。より一層の取組の強化が望まれる。

(2) ごみ量の半分を占める事業系ごみの減量化のため、次の取組が望まれる。

①収集業者や持込事業者に分別収集への協力を求めること。

②事業系ごみの種類、量、処理方法等の調査を実施すること。

例えば学校給食の残食量年間10トンから12トン、宿泊施設・官公庁・事業所、海水浴場等から出るごみとその処理について、聞き取りやアンケート調査を実施すること。

(3) し尿処理事業は、下田市負担金7,644万7,000円、南伊豆町負担金3,907万3,000円、合計1億1,552万円で、下田市搬入量7,943トン、南伊豆町搬入量2,731トン、合計1万674トンを処理している。汚泥は土壌改良剤として年572袋(1袋10キロ)を生産し、全て無償配布され喜ばれている。

(4) 大沢の産業廃棄物埋立場や、焼却施設への監視活動及び水質検査に基づく環境監視活動の重要性が指摘された。引き続き努力するよう求めた。

(5) 南伊豆地域広域ごみ処理事業については、処理施設の候補地について都市計画上からもふさわしい場所かどうか、また都市計画決定が必要か否か、早急に結論を出すよう求めた。また、し尿処理の汚泥774トンを焼却することとしているが、これは資源化に反することなので見直しを検討するように求めた。

(6) 令和4年度からプラスチック資源循環法が施行され、容器包装プラスチック類のみならず、プラスチック使用製品廃棄物の資源化が望まれる。

(7) 食品ロスの削減の推進に関する法律は令和元年5月31日制定された。生ごみの減量化に役立てることが望まれる。

産業振興課。

(1) 鳥獣関係事業としてイノシシ、シカ、サル等による農作物被害の抑制を図り、被害

を及ぼす鳥獣の駆除をするために、賀茂猟友会下田分会に年間70万4,000円で鳥獣駆除の委託をし、鳥獣駆除に対する報償費に648頭（イノシシ323頭、シカ319頭、サル6頭）339万円を支給した。

その他、農業者が設置する電気柵、防護柵等の購入に20件、108万7,000円の補助金を交付するとともに、狩猟免許の取得補助金として1件、3万円を交付した。

下田市有害鳥獣対策協議会に対し578万9,000円の補助金を交付し、鳥獣被害対策の協力を得るとともに、捕獲通知システムを活用し、捕獲確認作業の負担軽減を図った。また、地域ぐるみで鳥獣対策を図るため、鳥獣対策の専門家を招き、講演会を2回行った。狩猟免許の取得推進、里山整備などを含め、さらなる事業の推進を求めた。

（2）あずさ山の家は、令和元年度以降の指定管理者が選定されていないことから、民間企業の視察受入れや県のサウンディング事業により今後の利活用の検討を行った。施設の老朽化に加え、現在の条例に即した運営が難しく条例の改正や廃止を視野に入れた検討が必要との報告があった。議論を重ね、早期に利活用することを求めた。

（3）ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金を活用した賀茂地区の連携事業として、伊豆’Ｓライフスタイル推進事業が行われた。ワーケーションを軸とした関係人口の増加や、市内の新規創業が数件されるなど、事業の効果があったことを確認した。令和3年度から5年度にかけての事業であることから事業推進によるさらなる経済の活性化、地域における課題解決が望まれる。

観光交流課。

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、下田市観光協会に補助金を支出し、オンライントラベルエージェントを活用した宿泊を伴う誘客活動（事業費2,500万円）、交通事業者と連携した観光誘客及び宿泊促進を図る事業（事業費2,400万円）、宿泊客獲得のためのプラン造成及び近隣県におけるメディアプロモーションやキャラバン、旅番組誘致等の事業（2,800万円）、3密を避け、デジタルコンテンツを活用した誘客促進の事業（1,120万円）、外国人誘客のためのPR動画の作成とYouTube配信等を行う事業（889万円）を行った。事業成果の報告、資料から一定の事業成果があったことを確認した。

（2）電動キックボード実証実験業務委託費（226万2,000円）が支出され、道の駅から旧町内、水族館を通るモデルコースで実証実験が行われた。利用者が38名と想定より少なかった。利用前の30分の講習が義務付けられたことで、利用を諦めた方がいた。他地域での電動キック

ボードの利用状況を参考にしてコース、値段等を検討していくとの報告があった。

(3) 下田市夏期海岸対策協議会補助金に3,550万円が支出された。

白浜大浜海水浴場においては、下田市海水浴場に関する条例に基づき、条例違反者1名に対し、指示書によるパラソル、ベッド、マリン用品の撤去を指示したことを確認した。

学校教育課。

(1) 英語検定受験推進補助金は、英語検定受験料を全額補助するもので、児童、生徒224名の保護者に対し、82万3,400円の補助金の交付がされた。英語検定に対する児童、生徒の関心は高く、今後も継続が望まれる。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し小学校、中学校の給食費を対象に第4期から第11期を無償化した。今後の給食費の無償化についても検討を求めた。

(3) 下田市学校施設整備基金の令和4年度末現在高は、5,019万1,282円であった。特別教室のエアコン設置等、学校施設整備のために基金の有効活用を求めた。

生涯学習課。

(1) 青少年海の家の利用状況については、利用は12件のうち8件が市外利用で、教育旅行での利用であった。グラウンドでの開校式、閉校式が主な利用となっている。青少年海の家の記録保存調査の結果により、今後の方針を検討することを確認した。

(2) まどが浜文化イベント「Sea & Rainbow」については、ビッグシャワーが中止であったため、そのイベントの一部としてライダーショーを併せて開催した。今後も子供たちの発表の場として継続していくことを確認した。

(3) 図書館の整備計画については、下田市図書館整備計画基礎調査業務を日本大学理工学部理工学研究所に委託した。市民の文化交流拠点としての図書館整備の検討が望まれる。

(4) 市民文化会館大ホールの工事については、市民の利用の少ない冬場の時期を振興公社の職員と綿密に協議をした中で日程を決め、9月から3月に施工した。今後の工期についてもできるだけ短縮し、市民の利用に供することを求めた。

建設課。

(1) 道路維持事業として、幹線道路、生活道路の舗装修繕、側溝の整備等のため、市道本作本作線路側修繕工事ほか12件を3,888万3,000円で実施した。

また、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、市道鵜島大浦線落石防止工事を998万8,000円、市道鵜島大浦のり面修繕工事を9億9,990万円で実施した。

道路などの社会資本の維持管理は市民生活を支えるものであり、今後も適切な維持管理が

望まれる。

(2) まどが浜海遊公園管理については、草刈り等業務委託により適正な管理がされているが、下田港が「みなとオアシス」の登録を受けていることから、地域にとって有効な活用方法について、関係諸機関との検討が望まれる。

(3) 敷根公園及びまどが浜海遊公園の遊具設置に関し、利用者数等事業効果について評価を実施するように求めた。

(4) 継続困難バス路線や自主運行バス路線について、中学校の統合により路線バスを利用して通学する生徒の増加に伴う影響を調査し、補助金のあり方について検証するよう求めた。

(5) 伊豆縦貫道建設促進事業に関し、建設発生土活用土地利用検討業務について、今後の計画について確認した。

2. 特別会計等決算について。

(1) 公共用地取得特別会計決算について。

①旧下田グランドホテル用地購入（土地1万4,453.38平米、建物8,046.77平米）として100万円を支出した。

後年度に負担が想定される解体、跡地活用経費等については、担当課から答弁があったように、社会資本整備交付金の都市防災推進事業による交付金や、緑の基本計画に公園として位置付けることによる新たな財政支援の可能性等を検討し、財政負担を軽減するため、有利な国・県補助金等を活用するよう求めた。

(2) 国民健康保険事業特別会計決算について。

①国民健康保険の広域化が進められ、令和9年度に賦課方式を統一することを決めているが、保険料率は一本化を進める方向であるものの、実施時期は未定であることを確認した。

②今後の事業の見通しとして、後期高齢者の増加に伴い国保の被保険者人口は減少していくものと思われるが、1件当たり医療費の高額化により、結果として現状程度の額が続いていくものとの見通しが示された。

③今年度、1億1,000万円を国民健康保険事業基金から取り崩したが、この趨勢が続くと、基金が枯渇することになるので本年度に税率改定をしたものであることを確認した。

④医療費削減に向けて健康寿命を延ばす取組が求められるが、現状、重症化してから受診する傾向があるように分析されている。特定健診の無償化に伴い受診率向上の取組が望まれる。

（３）介護保険特別会計決算について。

①介護を担うスタッフが不足していると認識しているので、ケアマネジャーを担える人材などを育成することが望まれる。

（４）後期高齢者医療特別会計決算について。

①75歳に到達する人数は、令和４年度は530名、令和５年度は486名、令和６年度は442名、令和７年度は384名の見込み。下田においては団塊の世代のピークは令和４年度中で、今後の後期高齢者医療に加入する75歳到達者は400名台から300名台に推移する見通しであることが確認された。健康寿命を伸ばす取組が望まれる。

（５）水道事業会計決算について。

①総配水量347万6立米に対する有収率は91.3%となり、前年度比6.2ポイント増となった。これは200キロもある老朽管を80年計画で年2.5キロメートルを目標に更新工事を進め、配水管破損件数が19件と前年度と比べ2件減となるなど漏水防止に努めた結果である。引き続き漏水防止に努め、有収率の改善が望まれる。

②給水原価1立米当たり159.91円に対し、供給単価は178.63円で有収水量1立方当たり18.72円となり、前年度10.22円より大きく8.5円の増で改善された。経費の節減と有収水量の増加による給水原価の維持改善が望まれる。

③職員数は前年度から1名減の9名で、会計年度任用職員1名増で対応している。条例定数は14名であるので、安定した運営ができるよう技術職員等を育てることが望まれる。

（６）下水道事業会計決算について。

①新規接続戸数は43戸で前年度42戸より1戸増となり、計画区域内人口に対する普及率は80.5%、接続率は74.6%となった。また、汚水処理の有収率は前年度比1.1ポイント減の75.9%であった。施設の修繕等による有収率の改善と大型事業所の接続を強力に推進する等、接続率の向上を図ることで水質環境の保全が期待される。

②管渠整備事業では、3,656万1,800円で下田地区（第一地区、第二地区）、須崎地区管渠更新工事、下田地区マンホール蓋取替工事を実施した。計画面積319.3ヘクタールに対する整備面積は289.42ヘクタールで整備率は前年同様90.6%となった。

一般会計からの繰入金は5億1,336万9,000円で、前年度の5億5,000万円より減少している。人口減少下において、需要と供給及び収支を精査し、計画区域の見直しを含め、持続可能な健全経営の保持が望まれる。

３．まとめ

(1) 春日山避難路と敷根避難路は自然災害の影響で再整備を繰り返しており、避難路としての条件や安全性等についての検証が望まれる。

また、防災訓練のイベント企画など平時の利用と管理について再検討が望まれる。

(2) ロシア軍がウクライナに令和4年2月24日侵攻したことを理由に、開国のまち下田の「日ロ友好事業」が中止された。平和を愛するロシアの人々との交流は戦争をやめさせ、世界の平和に貢献するものとなる。ぜひグローバルCITY下田づくりの一環として創意工夫し、「日ロ友好事業」を下田の宝の一つとして実施の検討を求める。

(3) 白浜大浜海水浴場から暴力団と条例違反業者を排除するための警察や海上保安庁、地元の人々、観光業者等とも協力し、具体的取り組みの強化を求める。

横断歩道や浜地内での客引き、歩道からのパラソル、ベッド等の持込みをやめさせること。条例違反業者の告訴を検討されたい。

(4) 本年度の公債費(元利償還額)は8億1,887万4,013円で、総支出額の6.74%であった。一方、普通交付税の基準財政需要額(妥当な行政サービスを実施するため必要な額を国が定めた交付税上の金額)は57億9,267万6,000円、基準財政収入額(市民税調定額の75%)は26億3,730万円で、その差額31億5,537万6,000円を収入した。

新庁舎の建設、南伊豆地域広域ごみ処理施設の建設等のための起債が予定されている中で、できる限り借金をしない財政運営が求められる。

以上、適正な執行を要望するものであります。

12ページには参考資料としました一覧を書き出しておりますので、御参考いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(中村 敦君) 御苦労さまです。

報告者にお尋ねいたします。

ここで休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 敦君) 11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時23分再開

○議長(中村 敦君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、報告者より発言を求められていますので許可します。

〔決算審査特別委員長 沢登 英信登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登 英信君） ただいま報告いたしました決算報告書につきまして、重大な誤りがございましたので、決算特別委員会を開催し、皆さんに再度訂正報告をしたいと思います。よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（中村 敦君） ここで暫時休憩とします。

決算審査特別委員会を第1委員会室で開催します。委員の方はお集まりください。

午前11時24分休憩

午前11時31分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き決算審査特別委員会の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長 沢登 英信登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登 英信君） お時間いただき、ありがとうございます。

令和4年度各会計の決算審査について、決算審査特別委員会の一般会計におきます事務事業と決算、この報告書に重大な間違いがございましたので、口頭で報告させていただきたいと思います。

報告書の6ページをお開きいただきたいと思います。

上から4行目、汚泥は土壌改良剤として年572袋と書いてございますが、これは年5,727袋でございますので、そのように御訂正をお願いいたします。

それから、8ページをお開きいただきたいと思います。

建設課の（1）の4行目、市道鵜島大浦のり面修繕工事9億9,990万円で実施したと書いてございますが、市道鵜島大浦線、いとへの線を入れていただきまして、市道鵜島大浦線のり面修繕工事9億円を削除していただいて、9,999万円に訂正をお願いいたします。

それから、10ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業会計決算についてですが、②の下から3行目、一般会計からの繰入金は5億1,336万9,000円としておりますが、これには出資金の部分の繰入金が含まれておりません。それを含みますと5億5,900万円になりますので、前年の5億5,000万円よりも900万円ほど多いということになります。900万円ほど多い繰入れがあったということが事実でございますので、記載されていることが事実と違いますので、この一般会計からの繰入金は5億

1,336万9,000円で、前年度の5億5,000万円より減少しているのこの文案は削除をしていた
だきたいと思います。

以上、すいません。よろしく訂正のほどをお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 報告は終わりました。

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ただいまの委員長報告に対しまして、大きく3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目が、総務課所管の職員に関する事項、事業等について質問をさせていただきます。

主要な施策の成果では51ページから53ページ、決算審査報告書では2ページ中段の（1）、
（2）に関係する内容でございます。

ヒト・モノ・カネ・情報と言われます経営資源の要素は、行政運営においても同じである
と考えます。その人材であります職員についてでございます。

まず、委員長報告で触れております健康診断の受診率やストレスチェックの実施率が低い
こと、また、100%でないことについて、報告書の記載内容以外に当局からどのような説明
があり、またそれに対して委員の皆様からどのような指摘があったか、お尋ねしたいと思います。

次に、職員数の現況について質問させていただきます。

令和4年度の期首で247人、令和5年度の期首で241人と6人の減少となっております。退
職者の内訳では、定年退職以外の普通退職等で14人となっております。普通退職者等の退職
理由やその傾向について、委員の皆様からはどのような質疑や意見があり、当局からはど
のような回答があったか、お尋ねさせていただきます。

次に、2点目でございます。

上下水道課所管の下水道事業会計について、経費回収率と決算数値に関連して質問をさせ
ていただきます。

資料といたしましては、公営企業の概要で31ページ、決算書で38ページ、40ページになり
ます。

9月28日、公共料金等審議会が下水道事業における使用料20%の値上げはやむを得ないと

答申したとの報道がございました。このことに関連して、私からも本会議で、決算審査においては令和4年度決算数値等から値上げの必要性を併せて審議してほしいと申し添えさせていただいたところでございます。経費回収率が60.14%、対前年で19.14ポイントの悪化、また、一般会計繰入金が負担金と出資金で合計しますと5億5,900万円となるなど、こうした決算数値に対し委員会ではどのような当局からの説明、値上げの必要性に対する当局からの説明と議論があったかについて、お尋ねさせていただきます。

3点目でございます。

産業振興課所管の集落排水事業特別会計について、使用料と決算数値について質問させていただきます。

関連する資料では、主要な施策の成果で243ページ、決算書で407ページ、408ページになります。

同じく、公共料金等審議会が集落排水事業における使用料40%の値上げはやむを得ないと答申した決算審査閉会後の報道がございました。このことに関して、令和4年度の使用料と一般会計繰入金1,400万円、その他決算数値をもって値上げの必要性及び値上げ幅の根拠について、当局からどのような説明があったか、また、委員の皆様からはどのような指摘があったか、お尋ねさせていただきます。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（中村 敦君） 委員長

〔決算審査特別委員長 沢登 英信登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登 英信君） それでは、江田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目は、職員の健康診断や健康にどのように当局は留意して実施されてきたか、こういう御質問が1点目ではないかと思いますが、2ページにありますように、人間ドック含めまして94.5%の受診率である。100%ではないということで、より一層頑張ってもらいたいということは申し述べたところでございますが、実態的には退職者等々ございまして、ほぼ100%近い方々の受診になっていると。その中でも深刻なメンタルヘルスですね。かつては自殺者も出すというような、こういう深刻な事件も起きているわけですので、この点でも一定のメンタルヘルスのチェックについて当局として進めてきたと、こういう報告を受け、これを了としているところでございます。

なお、前年に比べまして247人が241人で、職員が昨年と比べて6人減になっていると。御指摘のとおりでございますが、一般事務の職員の採用は9人で、定年退職された方は8人だ

と。そこら辺の部分は一定の部分があると思いますが、職員採用が総数では15人で、退職者は昨年22人であったと。したがって、247人の総数が241人になったということが実態かと思います。その点につきましては、やはり職員をきっちり採用していく必要があるんじゃないかと、こういう問いに対しまして、特に応募をしても土木や建築の技術者、管理栄養士さん、あるいは保育さん、そういう専門職の方々がなかなか応募していただけないと、こういう職員が採用できないという人材不足の実態がこの下田市でも起きているということが報告をされました。そして、特に普通退職の方が昨年は9名ほどありまして、一般事務職5人、保健師さん1人、管理栄養士さん1人、保育士・幼稚園教諭1人、技能労務者1人というこういう形で、9人の方が途中退職をしているという実態で、こういう職種の人たちがなかなか採用できないと、こういう深刻な状態にあるという報告を受けまして、それについてどう対応しているのかということ、退職した方を再任用して補充するとか、今、市役所とつながりのあるそういう技術を持っている方々をお願いをして、会計年度職員というんでしょうか、そういう形で対応をしているという、こういう実態の回答をいただいております。

それから、次の上下水道関係、特に下水道関係の繰入金は、先ほども決算特別委員会のほうで訂正をさせていただいたところでございますが、かつて6億円からありました繰入金が、順次低減がされてきていると言えるんじゃないかと思います。そして、特に、値上げについてどのような事情説明や委員からの質疑があったのかと、こういう御質問でございますが、下水道につきましては、やはり実態が施設整備費、施設にかかった費用は一般会計のほうから繰入れなければ進んでいけないという実態にあらうかと思います。下水道事業は、御案内のように下田市の環境改善には大変な効果を表しているんだろうと思うんです。例えば、平滑川におきます鳥が戻ってくるとかですね。鮎まで川に戻ってくる。こういう現状が一方であって、大変重大な事業であると思っておりますが、原則から言えば、この運営費は料金で賄えという原則がございますが、全国の実態を見ましても、これが実行できている自治体というのはなかなかないというのが実態ではないかと思います。そういう状態の中で、今大きな課題は収納率や下水道に入っていただく事業所をどう増やしていくのかと。これが大きな課題ではないかと、そういう議論はしました。そして、特に、柿崎地区におきます旅館・ホテル街が、自分のところで単独槽を既に下水道が始まる前に実施をしていて、加入がなかなか財政的にも困難だと。しかし、ある一定の期間が来ますので、合併槽の更新時期等を捉えて下水道に加入をしていただくと、こういう方向が必要だという指摘はしているところがございます。そして、審議の中で、下水道料金の先ほど言いました原則の議論はありましたけ

ども、具体的に値上げが必要だというような説明につきましては、当局からございませんでした。ここら辺の点につきましては、ほかの委員からもフォローがあれば御発言いただきたいと思いますが、そういうことではなかったかと思います。

同様に、当時の集落排水の事業でございますが、これも管理費が少なくすることができるようにシステムの改修をして、曝気方式というんでしょうか、電気料はかかるわけですが、導入をして費用がかからないような措置を実施をしまいったと。

その一方で、今、98戸の方々が加入をしているわけですが、田牛に住んでいる人たちの戸数を考えますと、98戸が100戸になり200戸になるというようなことはちょっと考えられない。今の現状の中で、どう維持管理をしていくかということが課題ではないかと、こういう議論があったかと思いますが、これまた伊豆新聞紙上で40%の料金の値上げをするんだと、こういうことが報道がされていたかと思いますが、決算審査の審査の中では、当局のほうからそういうことを今検討してるんだとか具体的にこうだとかというような説明は受けていないと。そういう点での質疑をしなかった不十分さというのは反省しなきゃならないと思いますが、経過としてはそういう内容であったかと思います。

以上、とりあえずの答弁とさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ありがとうございます。

集落排水事業については、この答申で初めてこのような具体的な数値というのが見えてきたので、こちらが決算審査後というところもございましたが、委員会の中でこのようなことが当局から説明があればと思ひまして質問をさせていただきました。

再質問という形で、職員の皆様の人数のことで質問させていただきたいと思います。

行財政改革の中で、人員については縮小派の考えもあれば、維持派の考えもあるかと思います。現状、多様化、複雑化する市民の行政ニーズに対応するためには、私は人材の確保というものは、今現在になっては重要なものかと考えております。

このことに関連して、当局のほうから今後の採用方針であったり、また委員の皆様からは、定数という言葉は先ほども出てきましたが、人員についてどのような意見等があったか、教えていただきたいと思います。

報告書の中でも、総務課の（２）の中では、職員の増員を含めというような表記がございましたので、委員会の皆様の考えとしてまとめたものがあれば教えていただきたいと思います。

もう1点、すいません。追加で4点目になってしまいますが、報告書の4ページ、財務課関係の(8)の最下段、個別の事業について適正な契約が望まれるという表記でございますが、これは引き続きという言葉があるのか。適正でない契約があつてこのような表記になったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔決算審査特別委員長 沢登 英信登壇〕

○決算審査特別委員長（沢登 英信君） 今後の人員の採用についてはどうかという点につきましては、6人の減員で、これを良しとする考えではないと、当局はですね。採用に努力をしていくというこういう見解をいただいているところでございます。

具体的に、先ほど言ったような人材不足の中で、どうしたらいいのかというところまでの追及は当委員のほうからもございませんで、当局にお任せをするという、こういう姿勢になったかと思います。

4ページ、これは当然引き続き、個別な事業については適正な契約が望まれるということでございます。

具体的には、これで話題になりましたのは幾つかありますが、ごみの収集の契約等は、今2社等が契約に応募していると。ごみの収集になれば収集車が4台とか、ある場合には6台必要だということで、ある業者が取ると片っぱの業者はどうするのかというようなこういう事情も出てこようかと思います。そういう点では、本当に競争させることが適正な契約になるのかと、こういう内容のものもあろうかと思うわけです。具体的にこれだというような指摘をしたわけではございませんが、あるいは衛生組合をつくっていただいて対応をしていたとか、そういうことも内容としては必要ではないかという指摘があつたかと思います。

それで、役所の施設の浄化槽関係も今1つにまとめて入札をして、幾つかの業者がありますが、すけれども、どちらかの業者が落札するという仕組みになっているわけで、これらが本当の意味で適正な料金で適正な管理をされてるということであればいいけれども、ダンピングというんでしょうか、そういうこともかつて見られたようなことがあるもんですから、それらの個別の事業については、個別に従った考え方で対応することが必要ではないのかという意味合いで、言葉だけではちょっと理解しにくいかと思いますけれども、記載をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 長期間にわたりまして、委員長はじめ委員の皆様、決算審査のほうお疲れさまでした。報告書のほうは理解させていただきました。終わります。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

ここで休憩したいと思います。1時00分まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 決算委員長として、認第1号は、認定すべきものという報告をさせていただいたところでございますが、私個人としては、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定とすべきものとして討論をいたします。

第1に、プーチン大統領は、2020年4月22日ウクライナへの軍事侵攻をし、9月30日には東部のドンバス地方の2州、ドネツク州とルハンスク州、南部のザポリージャ州とヘルソン州の併合を一方的にいたしました。この侵略戦争は決して許されるものではございません。しかし、このことを理由に日ロ友好事業が突然中止されたことは、第一に市長の姿勢が問われることだと思います。平和を愛するロシアの人々と交流し、戦争やめろの声を上げること。ウクライナの人々に人道的支援をすることは、世界の平和に貢献するものであります。また、市長が掲げておりますグローバルCITY下田づくりにも反するものと考えます。開国のまち下田にとって、日ロ友好事業は宝の一つであると思います。新しい日ロ交流友好事業の再考を求めるものであります。

次に、市長は、白浜大浜海水浴場の違法営業をやめさせたいと公約され取り組んでまいっております。ボンズ職員によります監視や市職員のパトロール、警察をはじめ地元の方々と

の協力体制をつくられてきたことに敬意を表したいと思います。

しかし、その一方では、違法営業行為は依然として続けられております。市長の下田市海水浴場に関する条例を実効性あるものに改正したいとの発言には、私は疑問を感じざるを得ません。

また、9月28日伊豆新聞の下田警察署の担当者が営業行為を市長が許可した公的団体だけに限定している条例について、公平性に隔たりがあり取り締まりが難しい。民間にも門戸を広げることで公共性が保たれ、許可申請に暴力追放条項を加えることができ、取り締まりがしやすくなると、こういう発言記事が出されております。この発言には私は大変な違和感を覚えるところでございます。現条例におきましても、暴力団を認めているような条項は一つもございません。許可申請により今違法に行われている業者を違法でなくすような、そういう改正はあってはならないと思うわけであります。

現条例は1992年に制定をされました。それ以前は海水浴場の利用の規則を定めるものしかございませんでした。管理は県の下田土木事務所が行っており、浜地内への出店許可申請が我も我もと県土木に押し寄せ、反社会的団体も申し込んでまいったわけであります。

そこで、海水浴場を管理する下田市夏期対の支部に、地元であります地元区のみが管理上から営業が必要な点について認められるとしたもので、浜地内を商売の場所にしようというようなそういう姿勢はどこにもございません。自然豊かな海水浴場としての管理を第一としているわけでございます。そして、客引きやベッド、パラソルのレンタル営業に対するための規制強化の条例改正がその後されてまいっているわけであります。浜地からそのようなレンタル用品を撤去することができるという条項まで定めておりますが、これが実行されないことが問題であろうかと思えます。違法・無法を放置すれば、どんな条例をつくろうと意味がないわけであります。

令和4年7月16日付、指示書、下田市長松木正一郎の名前の下に、浜地内に保管してあるパラソル、ベッド、浮き輪等マリン用品を本日の9時15分までに撤去することということで、8時19分にこの指示書が交付されているわけでございます。海水浴場の開設日は、40日あるいは45日と思われませんが、その間、違法行為が何十日も続けられていたにもかかわらず、それを撤去する指示書は1枚しか出されていないというところに大きな問題があるかと思うわけであります。

日本は、御案内のように法治国家でございます。警察や検察にこの違法・無法な営業行為を指示書や写真、事実をもって告訴をしていく、こういうことが必要であると思うわけでは

が、一度も法的な措置を取ろうという措置がなされていない。これはぜひ改めていただく。これが必要ではないかと思うわけであります。

第3に、下田市新庁舎整備工事についてでございます。

令和4年6月8日、下田市新庁舎建設基本計画改訂版が策定がされました。プロポーザルの結果、12月には株式会社SUEPが設計者として選定がされたわけでございます。改築棟は池田設計事務所、新しいほうはSUEPという2つの設計業者に委託をして設計を進めるという形となっているわけであります。体育館を解体するとしていたものをこれを利用し、約2億円の建設費が削減できると、こういう案は私は妥当と思いますが、どうして今までは体育館を解体すると言ってきたものが利用することになったのか。なぜこの期間、15年余にわたりまして混迷を深めてまいったのか。こういうことがきっちりと反省がされていない、総括がされていないということが私は問題ではないかと思えます。

したがって、床面積5,500平米必要とされてまいったものが、6,500平米必要になると言ってみたり、設計者任せという事態となっているのではないのでしょうか。

建設費につきましても、18億円から22億円とされておりましたのが24億円から26億円になるとの説明は、幾ら物価高とはいいいながら、幾らでつくるという理念がなく、時に任せて幾らになってもいいんだと、こういうようなあいまいな体制となっているのではないのでしょうか。

また、新庁舎発注支援等委託研究業務の報告書、青葉工学振興会、例の東北大学の先生の報告書が出されておりますが、77万円ほどで作った報告書かと思いますが、この報告書の中には、国道414号線との接道の接することの必要性が強調がされているわけであります。防災拠点でもあります新庁舎に欠くことのできないものとしてのこの国道への接道が、後年度で対応するとの先送りされていることは、私は重大な問題であろうと思えます。

4点目としまして、先行移転は令和6年5月に元稲生沢中学校校舎の改築棟に、そして令和8年度には今の西館の全ての課も含めて移転する。この案は災害に対応、地震等の危険があるので先行移転をするだと、市長室や議会関係は先に移転するとしておりますが、この結果、庁舎は二分されるわけであります。しかも、一方では工事中であると、こういう庁舎で仕事することになるわけであります。この庁舎につきましても、一定の改築補強をして、不十分とはいいいながら補強工事がされているわけでございますので、完成してから一斉に移転をする。こういうことを考えるべきではないかと思うわけであります。

第四に、南伊豆地域広域ごみ処理事業についてでございますが、令和3年11月6日、1市

3町の市長、町長さんが合意したという覚書により、敷根地区に1市3町のごみ焼却処分工場を造る案が、まさに上から進められてまいったわけであります。そして、令和5年1月31日付、一部事務組合「南伊豆地域清掃施設組合」の設立許可が県知事から受け取ったとされているわけであります。SDGs、ゼロウェイストとは、ごみにしない、燃やさない、循環させることが大切だとされているわけであります。しかし、市長さんや町長さんは、資源の循環を促進し、未来のため環境に配慮した地域づくりを目指すと言いながら、焼却することは環境破壊をする公益ごみ処理工場を建設するとしているわけであります。少なくとも、浄化槽の脱水汚泥774トン焼却することは、肥料・土壌改良材としてまいったものを、費用のかかる灰にするということになってしまうわけであります。認定こども園や中学校、住宅が密集している敷根地区にごみ焼却炉を建設することは、排出基準をクリアしていれば良いとは言えません。低濃度のダイオキシンなどの有害物質を長年被爆した結果の化学的な調査などないからであります。下田市長は、他の町長に建設費や運営費を求めるほか、何を求めているのでしょうか。お互いに協力し合うということであれば、そういう体制をつくるべきであろうかと思えます。1市3町には焼却炉はそれぞれあるんです。ないのは最終処分場なんです。西伊豆町しか持っていない。そして、国は、この最終処分場は20年後には捨てる場所としての埋立地がなくなるであろう、こうまで言っているわけであります。今必要なのは、誰が考えても焼却炉を造ることではない。ない最終処分場を確保することであるということでは明らかではないでしょうか。にもかかわらず、こういう論理立てが全くされていない。ごみ処理の計画が不十分だと言わざるを得ないと思うわけであります。さらに、どのようにごみを減らしていくのかについては、全く同様に計画化されていないというのは、その実態ではないかと思うわけであります。

第5点目としまして、市民の生命・財産を守る防災計画の取組が全く思いつき不十分ではないでしょうか。東海地震や東南海地震に対し静岡県は、2013年アクションプログラムを県内市町村をもって指導をしているところでございます。今日では10年が経ち、2023年アクションプログラムが県は提案しているところと思えます。当市において、春日山避難路や敷根避難路が整備されてまいりましたが、台風や大雨により再整備工事を繰り返してまいっております。旧町内の避難ビルなど避難施設ありません。避難所も体育館では長期の避難はできかねます。

また、津波には津波火災が発生しますが、火災の対応が全く検討がされておられません。市民とともに作り上げてきた防災計画の中に元下田グランドホテル用地を使い、防災公園計画

などないのにこれを理由に土地を購入したことは、私は二重の意味でも間違った行政執行ではないかと考えるものでございます。

6点目といたしまして、健全な財政運営を求めてまいりたいと思うわけであります。

地方交付税は、国税である所得税・法人税の33.1%、市税の50%、消費税の19.5%、そして地方法人税の全額、法定率分とされているわけであります。普通交付税と特別交付税の2種類がございます。国が地方に代わって徴収する地方の固有財源で、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どこに住んでいても住民として一定の行政サービスができる財源を保障するための地方公共団体の財政状況を考慮して配分がされると言われているわけであります。過疎債や緊急防災対策債を有利だからといって、例えば、100億円を借入れますと70億円は交付税のいわゆる基準財政需要額に算入されるといいますが、下田市の基準財政収入額、いわゆる市税の調定額の75%は、この需要額の45.5%にあたります。したがって、交付税で交付されますのは、70億円の残りの54.5%、38億1,500万円となるわけであります。70億円が交付税として算入されても、70億円が来るわけではございません。31億1,500万円しか来ない。しかもこれは20年返済ということになれば、返済した金額に対して交付税が交付されるということになります。したがって、これを20で割りますと約1億9,000万円が交付税の対象となって収入されるということになるわけであります。したがって、できる限り有利な起債でありまして借金をしない、こういう姿勢こそが私は大切ではないかと思うわけであります。

以上の点から判断いたしまして、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定は、不認定とすべきものであると判断をするものでございます。

なお、このグランドホテルの購入に当たりまして、破産法第186条に基づく決定による100万円の支出ということでございますが、実態的にその資料の提出を裁判所の裁決の提出を求めましたところ、当局から出されたものは皆さんのお手元にあるかと思いますが、全て黒塗りになっております。このような当局の姿勢は改めていただきたい、こう思うものでございます。その内容を見ますと、財団組入金黒円、抹消登記費用黒円、事務費黒円、抵当権者への弁済黒円、結局、100万円で買ったと言っておりますが、これは破産法に基づく千葉地裁の決定でございますので、抵当権者に100万円のうち何がしかの金を支払い、そして、財団に残りのお金を組み入れ手数料を払ったその総額が100万円だということでございます。そして、裁判に関わります下田市当局は関係者であり、それをチェックする議会は当然関係者であります。にもかかわらず、当局は基礎資料さえ隠して黒く塗って出す。このような姿

勢は改めていただきたいことを付け加えて、認第1号の不認定とすべき理由としたいと思うわけでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 浜岡 孝君。

〔3番 浜岡 孝君登壇〕

○3番（浜岡 孝君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

ただいま御指摘いただいた幾つかの点につきましては、私も個人的には理解を示す点もありますが、いずれもこの決算を不認定とするレベルのものではないと。いずれにしても、今後検討すべきものもございますし、これまでのポイントの御指摘はいただいたということでございますが、不認定するものではないと私は判断しておりますので、基本的に原案に賛成いたしております。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 反対意見を述べさせていただきます。

歳入歳出決算書の176ページ、下から3行目に生活環境影響調査業務委託費1,254万円と書いてありまして、その下に施設整備基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務委託1,540万円と書いてあります。松木市長さんは、何回もにわたって生活環境影響調査の結果を見て広域ごみ焼却施設の建設を決めるとおっしゃいましたが、このPFI事業というものを既に先行して進めておられると、この決算書は付けております。

堤未果さんに「日本が売られる」という著作がありますが、これを見ると世界でフランスでも、ブラジルでも、ウルグアイとかそういう世界の各地で、民営化によって非常な困難が生じ、そして、フランスの水道などは公営に戻す、そういう動きがあると聞いております。日本でも宮城県で水道民営化する、長野県で民営化する、こういう事業が国民のためにならないということがだんだん分かってきて、日本も世界から1周遅れ2周遅れでこういうことに対する疑問が沸いてきてるんじゃないでしょうか。

また、種を自由化して、世界の種苗業者が日本に乗り込んでくる、こういうことが起こっています。

そのほかにも民営化の欠陥、民営化ということは、民営事業者が儲けのために起業を行うわけですから、儲けが薄くなったら逃げ出してしまいます。

下田市は、御存じのようにあと20年もたてば人口が半減してしまう。ほかの3町も人口が半減していく。こういう中で、民営を民間の業者を頼って、ごみの焼却をするということは非常な危険性を持っているのではないかと思います。そういうことに対してさっさと予算を執行していかれる。こういう姿勢に対して非常な疑問を感じざるを得ません。もう一度考え直していただくように提案したいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

13番 江田邦明君。

〔13番 江田邦明君登壇〕

○13番（江田邦明君） 認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定の立場で討論させていただきます。

沢登議員が委員長を務められました決算審査特別委員会審査報告書においては、同議案に対し全会一致で原案認定という報告がございましたが、委員長であります沢登議員は、この表決に参加されてないものと思われま。

しかしながら、沢登議員は、この特別委員会の委員長として9月20日から28日の7日間、他の委員を取りまとめ、この報告書を策定された立場かと思われま。

このたび、本会議における反対討論では、ウクライナ戦争から7の裁判所の資料まで7つの反対意見の要素を述べられておりました。会議録の全てを拝見はしておりませんが、委員長であれば表決権がなくても、このことをこの委員会の中でしっかり述べ討論し、多くの委員に賛成をいただく立場ではあったのではないかと思います。私は、沢登議員が委員長として取りまとめましたこの審査報告書を基に、全てが全会一致で原案認定とされております。そうしたことから、賛成をさせていただきたいと思いま。

また、長友議員の反対討論では、事業執行のことについての反対意見が述べられております。この決算認定につきましては、予算化された事業、予算化された金額をいかに適正に事業を実行するか、このことが決算認定の賛否を問うところでございま。

当局は、議会が議決した事業計画、予算を適正に執行しておりますので、この点からも本歳入歳出決算については、認定すべきものと私は意見を申し添えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 次に、反対意見の発言を許します。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、認第1号 令和4年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第3号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場からの討論をさせていただきます。

御案内のように100万円を出し、この下田グランドホテルを購入をしたということでございますが、先ほども申し上げましたように、内容的には破産法に基づく抵当権を抹消し、そして土地約1万4000平米、建物8階建ての建物につきましては無償で提供を受けると、こういう内容となっているものでございます。

公有地を買うためには、やはり何のために使うのかと、こういう前提があって購入をするわけでございますが、公共用地の取得につきましては、そこら辺の計画がきっちり決まっていなくても、大まかな方向が決まっていれば、その用地に徴するために購入することができると、こういうことで購入をした経過となっているわけでございますが、所有者がいなくなるので購入をするんだというような理由は、購入の理由に私はならないと思うわけであります。

ところが、所有者がいなくなると大変その後困難だと。所有者がいなくなれば、日本の法律に従えば、それは国のものになってまいろうかと思えます。しかし、国はなかなか自分のものにしないと。法的な難しさがあるのでということでございますが、破産法に基づいてやるということもできようかと思えますが、破産法から外れてその他になっても、必要であれば、下田市の土地にするということは私はできようかと思うわけであります。

このような全国各地で廃屋と言われますような旅館・ホテルの解体をどのようにしていくのか。この問題は大きな政治的な課題と言ってもいいかと思うわけであります。北海道の例

に倣えますように、国も手をかすような事態になっているわけであります。

財政が逼迫しているこの下田市において、下田市の市民の税金を使ってやるべき購入であったのかというようなことは、やはり厳しく反省を求めるべきであろうと思うわけであります。放置していて良いとは言いませんが、それはやはり国の援助や県の援助をきっちり取りつけて進めていくという姿勢こそが必要ではないかと思ひます。

したがって、今のこの状況の中で、とりあえずの安全対策、あるいは人が入らないようにするための費用が必要だ。これが公共用地取得会計で予算の項目がないので支出できない。その土地は公共用地取得で買った土地にも関わらず、それへの安全対策は公共用地ではできないと、こういうような会計上もおかしな仕組みになっているわけであります。

安全対策の費用、当初予算500万円、今度の補正で150万円でしたか。これらのものについては一般会計でやると。一般会計で支出するのであれば、当然これは一般会計の普通財産として処理をして、公共事業から普通財産に移して一般会計の事業として行うべきではないかと。こういう方向と、当然、公共用地取得のほうに、これもおかしな話ですが、修繕費や等々、工事費をもってやるのか。実態的には、公共用地取得会計にはそれらの事業をする職員体制もない。まさに体制がないままに違法とも言われるような取得を市長が進めたと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。結果として取得してしまったものをどう処理するんだと。元に戻すことはできませんので、こういう課題が目の前に突きつけられているということになってまいろうかと思うわけであります。

このような事態を招いたこの決定については、私は認定すべきものではないと市長に反省を求めるべき多くの内容が含まれているということで、不認定とすべきものとするものであります。

以上です。

○議長（中村 敦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

4 番 土屋 仁君。

〔4 番 土屋 仁君登壇〕

○4 番（土屋 仁君） 認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定する立場で討論をさせていただきます。

先ほど沢登議員のおっしゃった内容といたしましては、100万円が実際は破産法の手続により支出されたものではないかというような御意見でございましたが、下田市公共用地取得

特別会計におきましては、100万円の土地売買契約に基づき支出したというものでございまして、その結果として担保権が抹消され、下田市に登記が移転されたもので、用地購入に係る支出と判断しているものでございます。

また、所有者がいなくなってしまうというものにつきましては、やはり破産管財人から下田市のほうに連絡があり、破産手続を終えることも可能であるが、抵当権がついてたら破産すると今後管理する者がいなくなってしまうという連絡を受け、下田市に破産法に基づき破産手続をする意思があるかと提案を受けまして、議会審議を経た上、購入することになったということでございますので、手続的に瑕疵のあるものとは思いません。

また、公共用地特会のほうで、工事費等を持たず一般会計で、要は工事費ですとかそういったものを持つてることが適正ではないという質疑がございましたが、こちらは令和5年度の予算ではございますけれども、公共用地特会の目的というものはですね。先行取得した土地を、今後、一般会計が事業用地として使用する場合に、特定財源として地方債が充当できるというような目的で、用地購入のほか、基金、土地の貸付収入といった最低限の予算計上をすることが一般的となっております。これにつきましては目的も違います。特別会計で予算計上することは適当でないと判断したというものでございます。

以上のことから、認第4号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと考えます。

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありますか。

5番 長友くに君。

〔5番 長友くに君登壇〕

○5番（長友くに君） 沢登議員がおっしゃいましたように、この用地の取得には大きな疑問点があると私も思います。そして、村の人たちにグランドホテル100万円で買ったという話をしますと、御苑ホテルはどうするだ、富士屋ホテルはどうするだという声が返ってきます。このように、下田市全体の荒廃ホテル跡地、そういうものを考慮に入れて、全体的な計画の下で、このグランドホテルを購入するなら分かりますが、思いつきのように入力されて、あのものはどうするんだ。こういうことになってしまうと、市の全体の運営としていかなものかと思いますので、私は反対します。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありませんか。

8番 楠山俊介君。

〔 8 番 楠山俊介君登壇〕

○ 8 番（楠山俊介君） 賛成の立場で意見を申しさせていただきます。

グランドホテルの購入に関しましては、下田市にとってあの老朽化、そして景観的にも、そして危険を想定するに当たっては、長年の懸案でありました。しかし、いろいろな条件、また財政上の問題、そういうものがあってなかなかそれに対応できなかったという流れがあります。今、長友議員がおっしゃったように、それ以外にもそのような景観や安心・安全を妨げるような建物が幾つかあります。それらを順次やっていきたいという状況の中で来たわけですが、なかなかいろんな事情の中で対応できなかった。今回、グランドホテルの状況がちょうどいいタイミング、そしてこの金額、そして状況、そして地元民からも景観、そして安心・安全を確保するために、ぜひともという要望も出たところでもありますので、この事業を進めることに関しましては、異議ないところであります。その異議ない事業に対しての決算に対して、私は賛成をするものであります。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、認第 4 号 令和 4 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第 5 号 令和 4 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がないものと認めます。

よって、認第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討

論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和4年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和4年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの令和4年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について、議第45号 市有財産(建物)の譲与について、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和5年度 下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第55号 令和5年度 下田市下水道事業会計補正予算（第1号）以上14件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） まず、産業厚生委員長、鈴木 孝君の報告を求めます。

11番 鈴木 孝君。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

議案の名称、

議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について。

議第45号 市有財産（建物）の譲与について。

議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

審査の経過。

9月29日、10月4日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より糸賀産業振興課長、斎藤市民保健課長、鈴木環境対策課長、佐々木観光交流課長、平井建設課長、白井上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

決定及びその理由。

議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

議第45号 市有財産（建物）の譲与について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な譲与であると認めた。

議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

決定 賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 次に、議第55号については、沢登英信君から会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） お手元に少数意見の報告書が提出されていると思いますので、読み上げて提案に代えて報告したいと思います。

令和5年9月29日、下田市議会議長、中村 敦様。

産業厚生委員提出者、沢登英信。

賛成者 長友くに。

少数意見報告書。

令和5年9月29日の産業厚生委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第105条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号 議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

意見の要旨でございますが、公共下水道事業計画策定業務は委託料2,600万円で、令和5年度から令和6年度まで2ヶ年かけ策定し、令和7年度から令和12年度までの5年間で実施する計画づくりであると説明がされました。また、令和6年度で国の認可事業が終了するので、認可申請に必要な計画でもあります。どこの地区をいつまでに施行していくのか、またバイオマス発電ができるのであれば、どう実施していくのかを定める重要な計画でございます。

真に有効で実行性のある計画づくりは、委託するのではなく、必要な人材を雇って、当局が策定すべきものであります。計画づくりはこのような方式に改めるべきものと考え、訂正を求めるものでございます。

今までのやり方と変えるということは、大変な苦勞も伴うかと思いますが、この内容は、現在下水道課長であれば受け止めてくださるだろうと、こういう思いも含めまして、提案をするものでございます。少数意見を留保するものでございます。

○議長（中村 敦君） 産業厚生委員長、登壇願います。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○議長（中村 敦君） それでは、産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する質問をさせていただきます。

下田市公営企業会計補正予算書23ページから質問をさせていただきます。

本条第5条におきまして、債務負担行為追加ということで、公共下水道事業計画策定業務委託料というものが掲載がございます。沢登議員からの少数意見報告書にも関連する報告がございました。本会議においても、バイオマス発電等もこの計画に入れる可能性もあるというような御報告をいただきましたが、現在ある計画が恐らく平成32年から平成37年3月までの5ヶ年計画かと思われます。この計画はどのような形で策定されたであつたり、近隣市町

ではこの計画をどのような形で策定されているか。自前で策定なのか。業務委託なのか。そういう議論があったかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） この事業計画の策定業務委託、下水道の委託なんですけれども、近隣の町では事業計画というものを自前ですということはないということです。そして、委員会の中で事業計画を自分でつくったらどうかという意見がございましたが、なかなか膨大な量の計画ですので、業務委託して進めるほうが適正な事業計画ができるということで説明がありました。

以上です。

○議長（中村 敦君） 他にございませんか。

5 番 長友くに君。

○5 番（長友くに君） ほかの計画についてもですけども、市の職員の方が、その専門性を生かして、あるいはさらに専門的な知識を持っている方を加えて、市の職員の責任として、この町の計画を立てていくということが必要ではないでしょうか。業務委託を外部にして、報告書を読んで、それをやるというのは余りに無責任じゃないかと思います。例えば、この間の生活環境影響調査におきましても、7日間、春夏秋冬調査しただけ、大学生でも書けるような報告書が出てきて、おまけに朝の7時、8時からパッカー車がごみを焼却場に運び込むという、あり得ない設定で報告書を作っておりました。こういう市の実情も知らず、市の今後の見通しも分からないような外部の事業者が、ちょこちょこっと何か資料を集めてきて報告書をまとめても、決して下田のためにはならないと思います。

○議長（中村 敦君） 長友くに君、質疑ですか、それは。

○5 番（長友くに君） ですから、このような外部委託はいかがなものか。市の職員としての決意をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 産業厚生委員長の報告に対する質疑にはなっていないと思いますし、長友くに議員は、自分がその委員会の席にいたかと思いますが、ですので、委員長答える義務はございませんが、答えなければどうぞ。

〔産業厚生委員長 鈴木 孝君登壇〕

○産業厚生委員長（鈴木 孝君） 委員会で長友議員が質問して議論したことです、ここ

でお答えすることはございません。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○議長（中村 敦君） 次に、議第55号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） 少数意見報告書の意見の要旨に沿って質問をさせていただきます。

現在の計画が令和6年度で終了ということで、令和7年度までにこの計画を策定する必要がある。そういった内容の記載があると思います。先ほど職員の退職であったり、採用の部分で、専門職であったり、技術職の採用が難しいというところで、提出者の沢登委員は、これから職員を採用して令和6年度中に自前でこの計画がつかることができるか、可能性はある。難しい。どういった判断をされてるかお聞かせいただきたいと思います。委員長報告の際は、委託でされたほうが恐らく人材の確保も含め、より良い計画ができるといった報告だと私は感じましたが、まず、採用を含めて自前でできるかどうか可能性について、提出者の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 少数意見者。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 担当者の熱意次第でできようかと思うわけです。どういうわけであるかということにつきましては、既に計画はあるわけであります。令和6年度までの計画はある。それらの基本的なデータは、新たな計画をつくるに当たって、変わるということはないわけであります。範囲ですね。今の状態の中では、中村地区から上の蓮台寺河内地区までの事業計画が、今、国に申請されておられませんので、その地区をどのように考えるかということが必要になってきます。その地区も下水道事業の具体的にやるということになれば、それはそれなりの計画があろうかと思いますが、今の段階の方向としましては、その地区はむしろ合併浄化槽等を使って進めるべきではないのかというような意見もございますので、この見解を職員同士でまずどうするんだってことを決定をしていくということが必要になってこようかと思います。事業規模としては、先ほど言いましたように、蓮台寺河内地区まで

含まれているけども、現在の事業を実施する区域からは外されて、中村地区までになっているわけです。それを実際に作業する地域として広げていくか広げていけないかという、こういう議論をするわけですから、このような見解は、業者に判断をしていただくのではなく、自ら判断ができることであろうかと思います。それに伴う判断をするに当たって、基本的な資料やものの考え方が必要ということであれば、それは専門の人に下田の職員としてなってもらうことが一番いいかと思いますが、それらの知恵を持ってる人、大学の先生等を来ていただき判断を仰ぐということは、従来もやってきていますし、十分できることであろうかと思います。

さらに、もう一つ大きな判断としましては、ここに書いてありますように、バイオマス発電を実験しているわけですので、これを具体化していくかしていけないかということも、これも業者に判断を任せることなく、一定の基礎知識や実証実験は現実に行われるわけですので、その結果を見て、それを実施していくのかいらないのか、この判断も、業者に任せるべきことではなく、自ら判断をすべき政策課題であろうかと思うわけであります。ぜひともこれらの課題は市長も参加していただいて、自ら決定をして指示をしていただく、こういうことが必要ではないかと思うわけであります。

したがって、この計画は、今までですと下水道協会、こういうような団体に、全て委託をして、そこでつくってもらって、そこは国とつながっておりますので、補助金も、国から出やすくなると、こういう仕組みの中で自らつくらず、下水道協会等に丸投げをするというのが従来のやり方ではなかったかと思うわけであります。全く新たな計画をつくるのではなく、今ある計画をどのように進めていったらいいのかと、こういう課題の内容の計画づくりということになろうかと思いますので、それはそれなりの職員を雇って、その地域に暮らしている区長さんや地元の人たちの意見を踏まえて、どのような計画をつくっていったらいいのか。市民の意向を計画づくりに反映をさせていくと、こういうことは、市の職員が自ら計画をつくろうという姿勢をとらなくしてできるわけがないと。絵に描いた計画づくりが委託料で次々とやられてまいつているというのが、私は現在の実態ではないかと思うわけであります。ぜひとも、そういう意味で、下水道課長に奮起をしていただいて、このような計画づくりに乗り出してくださいますことを期待をしているところでございます

以上です。

○議長（中村 敦君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって議第55号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

ここで休憩したいと思います。2時25分まで休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時25分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、土屋 仁君の報告を求めます。

4番 土屋 仁君。

〔総務文教委員長 土屋 仁君登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

4) 議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

5) 議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）。

6) 議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

7) 議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

8) 議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

9) 議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）。

10) 議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）。

2. 審査の経過。

9月29日、10月2日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、

市当局より鈴木企画課長、佐々木学校教育課長、須田総務課長、大原財務課長、土屋税務課長、土屋防災安全課長、芹澤福祉事務所長、平川生涯学習課長、加藤会計管理者兼出納室長、高橋監査委員事務局長、藤井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由

１）第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

２）議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

３）議第46号 令和５年度下田市一般会計補正予算（第４号）（本委員会付託事項）。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない補正予算であると認めた。

なお、本補正予算案につきましては、２款１項16目新庁舎等建設対策費において、車両購入250万円をはじめ、車両購入のための諸経費が計上されており、分庁運用期間の連絡業務等に使用するための軽自動車のバンタイプ２台（ガソリン車）を購入するとの説明に対し、令和５年度施政方針に掲げた「ゼロカーボンシティを表明し、地球温暖化防止に向けた省エネルギー対策や省エネルギーの推進」に基づき、環境に配慮したＥＶ（エレクトリック・ビークル）車両を購入すべきであるとの反対意見があったことを申し添えます。

４）議第47号 令和５年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第１号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

５）議第49号 令和５年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第１号）。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

10) 議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(中村 敦君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

5番 長友くに君。

○5番(長友くに君) 3) 議第46号の中で、EV車の取得に向かったらどうかという意見があったということですが、これに将来性はあるのでしょうか。何か中国では、大分EV車が売れ残って、経済を足引っ張ってるという報道があると思いますが、こういう全体的な趨勢、世界的な趨勢というものを考慮に入れられた御意見なのか、ちょっと心配になりました。

以上です。

○議長(中村 敦君) 質疑の時間ですので、質問のときだけ挙手をお願いいたします。

EV車は購入しません。

他にございますか。

12番 沢登英信君。

○12番(沢登英信君) まず、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお尋ねをいたします。

必要な条例改正であると認めたということでございますが、詳しい理由はということなのかということでもあります。私の見解を申し述べさせていただければ、今までの民有地を購入した、4,500平米ほどのところに建てるという、この改正前の位置条例は、そこを、市として使わなくて、中学校の校庭や建物を使うと。元稲生沢中学校のですね。ですから、そういう意味では、全く条例に違反した形で工事が進められてきたと。そして、初めてこの改正に従って、実態に合った改正になったと、こういう具合に思うわけではありますが、どのような点でこの必要な改正であったのかという結論を出したのか。そこをお尋ねしたい。そうすることで考えますと、4,500平米ぐらいのものと学校の用地が約1万2,000平米ぐらいございますので、1万6,000平米からの面積を庁舎の建設用地、使用用地として全部使うことが果たして妥当なのかということが検討をしなければならない課題ではないかと思うんですが、位置の指定をするに当たって、それらの点をどのように審議されたのかされないのか。

また、国道との接道がないような敷地であっては問題があると。防災上も問題もあるという指摘をずっと私はしてきましたが、これらの点がどのように議論がされたのかされないのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、長友さんが言われました議第46号につきましては、電気自動車等を購入していたらどうかと、こういう意見があったということでございますが、その意見がどのような形で受け入れられなかったのかと。EV車を購入する必要というのは、こうこうこういうまづい点があるので、原案どおりにするんですよとかですね。その逆に、EV車を買ったほうがこういう利点があるんですよ。こういう議論が行われたと思うわけですが、内容的にはその点どのような議論がそこで行われたのか。お尋ねをしたいと思います。

それから、公共用地取得会計ですが、利息分の1万3,000円ですか、これを予算的には措置をするという内容でしかないということであろうかと思いますが、議論の中で、この公共用地取得でグランドホテルの用地を買ったわけですので、その後、この用地をどのように使っていくのかというような議論がされたのかされなかったのか。併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁君登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁君） それでは、まず最初に、下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定ということで、どのような経過でこの条例

が制定されたかというような御質問だったと思います。

こちらについては、当局側からの説明によりますと、今回改正いたします河内101番地の1、こちらについては新築棟で校舎活用棟、それから体育館棟の3棟が含まれる。それから、新庁舎全体の玄関部が位置する地番で、旧稲生沢中学校、小・中学校設置条例ですか。そちらで使用していた地番であるというところでございます。

それから、面積的な部分でございますけれども、全部使うのかというようなお話でございますが、そちらについては購入された用地、そちらについては駐車場用地として使用するという説明がありまして、今回、補正予算で外構工事の6,000万円という予算が計上されておりますが、そちらで整地をいたしまして、それから水路の整備工事も伴いますけれども、駐車場用地として使う。使用するのはあくまでも稲生沢中学校の学校、それから校舎、体育館、グラウンドの用地ということの説明がございました。

それから、国道の接道ですか。そちらについては特段議論はございませんでした。

それから、議第46号 一般会計補正予算でございますけれども、E V車両の購入については、当局側の説明がございまして、庁内の連絡用に、分庁期間の連絡用に軽のバン2台を購入する。ガソリン車であるというような御説明があり、質問の中で、E V車両は検討しなかったのかという質問があり、当局側から、E V車両については納期が1年以上かかるというような答弁があり、ガソリン車であれば4ヶ月程度の納期で、十分、開庁といった先行移転のときまでに間に合うというような答弁がございましたが、質問者のほうから、実際、一部の車両については在庫がございまして、4ヶ月程度での納車が可能ではないかというような意見がございまして、それを基にやはり、今回、反対意見がございましたので、挙手による討論を行いまして、賛成が多数というようなことで、E V車両については購入しないというような内容になったところでございます。特段、E V車両を購入しないというような部分についての意見といたしますか、賛成意見等はちょっとございませんでしたけれども、やはりゼロカーボンシティを表明して、それから温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという旨を下田市公表してございますので、今後、二酸化炭素排出E Vの導入は推進すべきものと認識しておりますので、今回、E V車両導入しなくても、また今後、下田市役所には74台車両を保有しているようでございます。その中でも、ハイブリッド車であったり、プラグインハイブリッド車というような低公害車と言われる車両を保有しておりますので、今後、その更新の時期にE V車を購入するのも遅くはないというような判断がなされたとは思っております。

それから、公共用地取得特別会計の1万3,000円につきましては、旧グランドホテルの入

り口を、前所有者のときにも契約しておりましたゴールデンウィークの時期ですとか夏の時期に、市道の渋滞緩和として、水族館に出入りしていらっしゃる業者さんがお借りしてたというようなことで、それを所有者が下田市になっても引き続き継続して借地をさせたというような内容の説明がございました。特段、この公共用地取得特別会計の審議の中では、旧グランドホテルの用地の今後の見込みといいますか方向性については、議論がなされておられません。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 他にございますか。

3 番 浜岡 孝君。

○3 番（浜岡 孝君） 6 番目から10番目が人件費の案件となっておりますけれども、どういう観点からどういう議論、どういう意見があったかについて幾つか事例をお示しいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦君） 委員長。

〔総務文教委員長 土屋 仁君登壇〕

○総務文教委員長（土屋 仁君） 一般会計の人件費、特別会計の人件費につきましては、特に一般会計の人件費につきましては、当初予算の段階から、今の9月補正で実際の人員になった部分に6名減員になっているよと。それについてどういうふうに考えるんだというような議論があったところでございまして、それにつきましては、先ほどの決算特別委員会での審議にもございましたように、定数の1にはカウントはできませんけれども、再任用の短時間勤務職員、あるいは会計年度任用職員を対応して事務に当たっているというような内容でございました。特段、そのほかの特別会計の人件費の予算については、特段議論はございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまです。

次に、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対して、沢登英信君及び長友くに君からお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） それでは、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を説明をいたします。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をするものでございます。

まず、1ページの説明を申し上げます。

議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案ですが、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のとおりに修正をするものであります。

第1条中、11億1,989万9,000円を10億9,919万9,000円に、133億9,987万8,000円を133億7,917万8,000円に改めるものでございますが、その内容は、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるということでございます。市債の補正額のところを御覧になっていただきたいと思いますが、1億6,710万円を1億6,440万円に訂正をしまして、歳入もそれに伴って16億4,710万円になるものでございます。その差引きをしていただきますと、2,070万円を削減をするものであります。

そして、歳出のほうにつきましては、港湾費の2,030万円を削減をするものでございますが、この2,300万円の内容が市債の2,070万円と一般会計のほうからの230万円、合わせて2,300万円の歳出の具合になっているものでございます。ちょっと説明があれですいません。

2ページの第3表 地方債補正の変更の一部を次のように改めるを御覧になっていただきたいと思います。

県営下田港湾改修事業について、補正額が2,340万円を4,410万円にするという、この事業を全て削除をするということになります。

次の議第46号の説明資料のほうの1ページを御覧をいただきたいと思います。そして、その4ページをはぐっていただきますと、港湾債、市債がここで2,070万円を一番下のところですけども削除をします。そして、この港湾費の事業は、次の5ページ、6ページをはぐっていただきますと、市の一般財源が230万円を加えて2,300万円がこの事業を行うということになっているわけでありまして。予算書の一番最後6ページは、予算書の45ページから47ページを開いていただきたいと思いますが、負担金、補助交付金という形で2,300万円を5101事業、県営港湾事業負担事務として支出をするんだと、こういう内容となっております。こ

これは稲生沢川港湾の河口部分の相模屋さんのガソリンの大きなタンクがある前の川あたりから、相模屋さんの本店のほうがある昔の川端通ぐらいのところの浚渫をするんだということでございます。御案内のように、年間にこの稲生沢川は10センチほど土砂が堆積をしていくということで、干潮時になりますと漁船等が底がついてしまって航行ができなくなると、こういう事例も生じているようで、浚渫を毎年しなければならないと、こういう事情があるわけであります。

しかし、この浚渫につきまして、この2,300万円の予算で県は6,900万円の事業規模でやると。3分の1が負担金であると。これは県の負担条例で6,900万円の3分の1、2,300万円を出してくださいと、こういうことになっているわけですが、約6,900立米の汚泥を浚渫して、下田から約11キロ先の南といいますか、神子元島から8キロぐらい離れた水深4,000メートルと言いましたかね、ぐらいのところ、400平米ぐらいの広さのところ、6,900立米の汚泥を海洋投棄するんだと、こういう計画となっているわけであります。これはぜひそういう意味では、実施をしなければならない課題であろうかと思いますが、県はこの1年にとどまらず、今年度を含めまして連続5年ぐらい続けて浚渫をするんだと、こういう形になっております。

したがいまして、問題の1つは財政上から、県の負担金条例があるとはいいながら、3分の1、2,300万円ものお金を毎年5年、あるいは6年出し続けるというような形は、財政上にもこれ問題だと。ほかのところは、大体、道路等は10分の1程度の負担金という形になってきているわけですので、ぜひともこれは県と協議をしていただいて、3分の1というような高額の負担金ではない制度に変えてもらう必要があるんじゃないかということが財政上の問題であります。

もう1つは、大体、国の許可は1年に約1万立米の汚泥を海洋投棄していいんだという許可を県を得ているようですが、今年度は6,900平米だということでございますが、大体このことによって水深が2メートルから3メートルぐらいの水深になるように、今言った地域の浚渫をするんだ、こういうことになっているわけですが、それだけの水深を掘るには当然1年ではできませんで、先ほど言ったような5年から6年続けてやるんだと、こういう計画となっているわけであります。そうしますと、河口に稲生沢川から流れてきた砂や泥や石だけではなくて、流木やある場合には自転車であるとか、瓶・缶だとか、ペットボトルだとか、あるいはビニールだとか、そういうものが川の中に捨てられていると思うわけです。現実にはそういうものが川を掘ると出てくると。しからば、浚渫したヘドロをどのような形でそうい

うものを除去して天然の泥や砂だけにして海洋投棄するのかと、こういうことが課題になってこようかと思えますけども、ヘドロを機械ですくって台船に乗つけるわけですけども、乗つけたものを人が、こうやって引っかけ棒みたいので引っかけて、中にあるそういうものを除去するということで、実態的には除去し切れていないというのが実態ではないかと。結局、こういう形で長年、川のですね、あるいは河口のヘドロを海洋投棄するということはいかななものかと。今の現状の中で、どうしても海洋投棄しなければならないものについては、国は許可をするよということになっていようかと思えますが、長い意味での方向としては、下田から僅か11キロぐらいの沖合にこのようなヘドロを捨てればいいんだという、こういう県の見解は、やはり改めていただくということが必要ではないのかと。そして、今すぐ改められないにしても、ヘドロの中に入っている取り除かなければならないようなものは、きっちり取り除いていただくという、こういう確認の下に、2,300万円のお金の支出をすべきだと、こう考えまして、予算内容的には2,300万円のこの予算を削除して、予備費のほうに回して、それらの話し合いがいたら改めて予算措置をして執行してくださいと、こういう意味合いから、この修正の動議を提出したという内容でございます。

説明は以上です。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を行います。

4番 土屋 仁君。

○4番（土屋 仁君） 沢登議員のほうも、やはり河口の状況のほうは御確認いただいていらっしゃると思いますけれども、やはり漁業関係者の方が非常に困っているという声が届いて、なるべく早くやっていただきたいというようなお話は、県のほうにもお伝えさせていただいたような状況がございます。負担率3分の1を10分の1とかにしていきたいというのは、今ここでお話ししてもなかなかすぐ対応していただけるものではないと思いますので、また、要は環境省の基準ですか、それに基づいて海洋投棄を行っているというようなことでございますので、こちらについて海洋投棄をしない場合は、一体どういふようなところに投棄ができるのか。それから、浚渫土以外のそういったごみを人力で今仕分けているというような御説明ありましたが、例えばどのような方法でやれば良いのかというような意見、案がありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦君） 提出者。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） ごもったもな質問だと思います。その点につきましては、昨日、県の土木の担当者のところに行ってみりました。県のほうは来年の3月までに、この2,300万円は収納をしたいと、こういうことでございますので、この9月の補正はなるべく早いほうがいいかと思いますが、少なくとも12月の議会まで3ヶ月の余裕は十分あるのではないかと。3月には払えるのではないかと。その期間の間に県や、業者の方とどういう方法があるのか検討をしていただくと。少なくも、機械ですくったものを、ふるいにかけてというんでしょうか、そういうような形で1人の人が手でこうやって泥をかき回して、中にあるものを出すという形ではなくて、仕組みとしてそういうものが除去できるというような作業を、業者の方に設定をしていただくと、こういうことは要請できるのではないかと思うわけでありまして。そして、これを削除して検討していただくということの内容については、必要な事業で県がやる事業だと。国も認めているんだから、そういう内容のチェックは、仕事も忙しいのでしなくていいんだと。しなくていいとは言いませんけども、し切れないんだと、こういうような市当局の姿勢というのはやっぱり改めていただかなければならんと、こう思うわけです。そして、その目指すところはやはり、こういう第2次の被害を及ぼすような可能性を持っているものについては、根本的な改善を求めていくという、こういう姿勢を当局に求めたいと私は思うわけでありまして。こういう観点から、この予算を今回は予備費に回して反省を求めたいと、こういう趣旨でございます。素人でございますので、具体的にこれをこういう具合にすればこうなるんですよというような答弁ができませんで、恐縮でございますが、そういう観点からの予算編成と、そこら辺は具体的な職員とその事業を実施する業者の皆さんの善意を求めたいと、こういう考えであります。

以上です。

○議長（中村 敦君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 参考までに、こういう場所に捨てんだということで資料は県のほうからいただいてきました。港湾のどこだというのは、この図面に出ておりますので、必要であればまた皆さんにお分けしたいと思います。

○議長（中村 敦君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

自席にお戻りください。

次に、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対して、沢登英信君及び長友くに君からお手元に配付しました修正案が提出されております。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 令和5年10月4日、下田市議会議長、中村 敦様。

発議者、下田市議会議員、沢登英信。

発議者、下田市議会議員、長友くに。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正動議でございます。

上記の修正案を地方自治法115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をするものでございます。

1ページをお開きください。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正案です。

議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）の一部を次のとおり修正する。

第5条の表を次のように改めるということでございまして、追加の表の公共下水道計画策定業務委託、令和5年度から令和6年度まで、事業予定額2,600万円の範囲内で公共下水道計画策定業務を委託する旨の契約を令和5年度において締結し、令和6年度において支払うという、この債務負担行為の規定を削除をするという内容のものでございます。

説明資料の次の1ページ、2ページを御覧をいただきたいと思います。

新規分3つございますが、同様に一番下の公共下水道事業策定業務委託を削除をするという内容になっておるものであります。令和5年度に契約して令和6年度につくるということです。予算上は、予算措置が現在されていないということでございますので、債務負担の追加表を削除するというところでございます。先ほど御説明いたしましたように、下水道の計画づくりは、国への認可を得て事業がここを事業を実施しますよという、こういう申請が必要になってくるということでございますが、これは既につくってある計画の下に、地域を、

ですから、蓮台寺地区やそちらのほうに広げていくかどうかというようなことを判断して、必要であればそれを広げていく申請手続を取るということでございますので、これは委託するということではなく、先ほど言いましたように、自らの責任において、下水道課だけではなく、町の下水道をどうしていくかという大きなまちづくりの課題でございますので、ぜひともプロジェクトチームなるようなものをつくっていただいて、2,600万円もあれば、それなりの指揮者を下田市に来ていただいて、あるいは職員として雇って、計画づくりをして、それを実行していくと、こういうことにしていただきたいと、こういう具合に考えるものでございます。そして、先ほども申し上げましたように、これは委託をしなくても、既にある今の計画の下に今後どうしていくかということでございますので、大変かとは思いますが、そういう体制を2,600万円で作っていただければ、十分に自らの計画として作成ができる、こういう課題だと思います。ぜひとも職員の皆さん、そういう姿勢に立っていただいて、まちづくりの計画づくりを進めていただきたい、こういう思いを込めて提案をするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

これより議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

本案は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別多数議決となるため、可否同数という事態はございません。

よって、議長は裁決権を有せず、表決権を持つため、出席議員の中に含まれます。

ただいまの出席議員は13人であり、その3分の2以上は9人以上です。

本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） ありがとうございます。

ただいまの起立者は11名のため、出席議員の3分の2以上です。

よって、議第42号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第43号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第44号 下田市農林水産物処理加工施設条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 市有財産(建物)の譲与についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第45号 市有財産(建物)の譲与については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

8番 楠山俊介君。

〔8番 楠山俊介君登壇〕

○8番（楠山俊介君） 議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）の原案に賛成の立場で意見を申し上げます。

今回、沢登議員、長友議員から出ました下田港浚渫及び水底土砂海洋投棄処分についてありますが、この事業は静岡県下田土木事務所の事業であり、下田土木事務所から環境省に許可申請が行われ認可されたものであり、昨年度も事業化されたものであります。

申請内容につきましては、令和3年11月30日付で環境省のホームページに公告・縦覧されております。そこには、実施計画に係る事項として、廃棄物が一般水底土砂であること、期間、数量、排出海域、排出方法、監視方法等が明記されています。浚渫土砂が政令で規定する基準に適合しているとのデータとともに、浚渫範囲の前面の海域及び港湾内に大規模な工

業地帯やほかに流入する河川がなく、稻生沢川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響がないこと、また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、海洋の影響を受けて有機汚濁や有害物質の蓄積等の変化の可能性がないとの見解が明記されております。

これらを受けて認可されたものですので、今回の下田港浚渫、土砂の海洋投棄処分は正当性があるものと理解しますので、補正予算を執行し、懸案であります下田港浚渫を早くしつかりと進めていくべきと考えますので、原案の補正予算可決の賛成意見といたします。

ただし、沢登議員も危惧しておりましたが、海洋汚染防止の観点からは、浚渫土砂を埋立てや、養浜、浜づくりや、防波堤の基礎材等に有効活用することが推進しておりますので、そのような環境が整った中では、海洋投入処分の減少を検討することも必要と思います。

ただし、浚渫土砂を埋めるために埋立てをするというようなことはできませんし、また、浜地等にも利用するのもしっかりとした形で浜地等々の理解、あるいは必要性を検討しなければいけませんので、現状、下田の中ではそのような場所が計画されておられませんので、現状では海洋投入処分が適法であるというふうに考えます。

以上であります。

○議長（中村 敦君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

あなたは修正案の発議者ですので、修正案に反対する意見は述べられません。

原案及び修正案、両方に対する反対意見ですので、いやいや、原案及び修正案に両方に反対するので、長友くに議員は修正案の発議者ですので、それに反対する意見はおかしいですよ。よろしいですか。

次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

長友くに議員は発議者ですので、賛成することは当たり前ですので発言は許しません。

ほかに討論ございますか。

7 番 岡崎大五君。

〔7 番 岡崎大五君登壇〕

○7 番（岡崎大五君） 今、楠山議員のほうからありました説明の補足というような形で、付け加えさせていただく説明をさしていきたいと思います。

実は、この9月8日に、環境省のほうから報道発表ということで、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項に基づく環境大臣の許可を受けて、静岡県下田土木事務所長が下田港における港内浚渫によって発生する水底土砂の海洋投入処分を実施しており、

この説明があると同時に、10月の今週の土曜日まで縦覧ということで、皆さんの意見を賜るというようなところに至っているところです。先ほど説明もありましたように、この事業は、令和4年1月13日から令和8年9月30日まで、全5回において海洋処分する。海洋処分の総量が5万8,880立米というふうに示されております。海洋廃棄物の排出海域でございますけれども、先ほど地図でお示しがあったとおり、神子元島の東のところ、北緯34度34分12秒、それから東経139度00分48秒、その約400メートルの半径の周囲に投棄するというようなものでございます。これについては、環境省水大気環境局海洋環境課が担当課でございます。

つきましては、今回の海洋処分に関しましては、浚渫の場所が、これまでの計画よりも拡大をしたという一つ大きな事情もございました。すなわちですね、大川端のところが新しくこれやりましょうということになりまして、そのほかに鵜島海岸前、それから柿崎の黒船が止まっているあのあたり、それから柿崎のいわゆる恵比須島の裏あたり、そのあたりもやりましょうということで、範囲が広がったということが1つ理由に挙げられます。

もう一つは、大きな理由がありまして、令和3年7月に熱海市土石流災害を受け、既許可申請時に有効利用として見込んでいた。すなわち、当初は、熱海の港の海岸整備事業にこの土砂を持っていこうというような計画だったんですけれども、これが土石流によって不可能になった。それによって、従来 of 県の土の採取等規制条例や罰則が強化されたことから、盛り土の規制に特化した条例として新しい条例ができて、7月より制定された。そのことにおいて盛り土の底質分析結果というものが求められるようになり、水の中にあるということは、フッ素及びホウ素がですね、これが高まるということで、陸上での土砂の利用が静岡県内では不可能になったというようなことが一つ海洋投棄の理由として挙げられております。そして、それにつきまして、検査のほうで表層16地点、中条採泥3地点、19カ所におきまして行われまして、この浚渫の場所が、静岡県下田市の相模湾沿岸であることから、指定水底土砂に該当しないということと、歳出資料の判定基準への適合状況は全ての項目が判定基準を満足するものであった。

このような報告を受けて、先ほどの神子元島の東のところに持っていきましようというような結論に至っております。そして、これの監視の状況ですけれども、令和5年度に今年監視をする。令和7年度に最終年として、もう一度海域の捨てた場所の、いわゆる調査もするというので、適正な形で海洋に捨てるということも、浚渫するということも含めて、行われる。その行われる事業に対して、下田市は法令に従って2,300万円の補正を上げていくと

いうことは、極めて適正な形ではないかというふうに考えております。

今、縦覧の期間でございまして、御意見のある方はということで、環境省のほうで募集しておりますので、何かあればということで言っていただければと思います。

私としましては、ですから、この補正に関しましては、このような状況の中で、非常にきちんとした形で執行されているのではないかという観点から支持するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦君） 他に討論はございますか。

13番 江田邦明君。

○13番（江田邦明君） ただいま沢登議員並びに長友くに議員が発議者となっております議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）について、修正案に対する賛成討論の中で、発議者は議長のほうから討論できないというような制止がございましたが、議会運営委員会を開催し、発議者のうち説明者は発言できない、しかしながら、もう一方の発議者は、賛成討論できないかどうかというものを議会運営で確認したいと思いますが、賛同いただける方がいましたら、動議の了承をお願いいたします。

○議長（中村 敦君） 暫時休憩します。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、第1委員会室にお集まりください。

午後3時26分休憩

午後3時56分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩します。

引き続き議会運営委員会を第1委員会室で開催しますので、お集まりください。

午後3時57分休憩

午後4時16分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の皆様には、お忙しい中お時間をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

ただいまの江田議員の動議については、賛同者がいたことで成立いたしました。

議会運営委員会において、説明者である発議者ではない連名の発議者が討論できるか否か

について協議いたしました結果、先ほどの進行どおり討論できないということを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、ここで沢登議員から提出されました議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議について、修正動議の修正の提出がありました。修正箇所について提出者の説明をお願いします。

12番 沢登英信。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） お手間と時間を取らせましたこと、まずおわびを申し上げたいと思います。

先ほどの議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議につきまして、数字上の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

ページ数1ページの歳入についての表でございます。よろしいでしょうか。

○議長（中村 敦君） 暫時休憩します。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（中村 敦君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） 配付された資料の説明をいたしますが、元配られました修正前のものも開いていただいて、比較していただけたらと思います。

まず、1ページでございますが、補正額の欄でございますが、1億6,440万円と記載がされておりますが、1億6,710万円から2,070万円を引くということでございますので、数字的には1億4,640万円、これが正しい数字でございますので、そのように訂正をさせていただいたわけでございます。市債の21項目がそうなりまして、あと、合計数字は2,070万円の削減ということになっておりますので、そのままの正しい数字となっております。

それから、その下の歳出の部分でございますが、合計欄が歳入合計となっておりますので、表示が、歳出合計と訂正をさせていただくものでございます。

さらに、説明資料のほうの2ページになりますが、2ページ、よろしいでしょうか。そこも同様に1億6,440万円と記載されておりますのは誤りで1億4,640万円、2,070万円を元の数字から市債を引いた数ということになりますので、御訂正をお願いいたします。

なお、元のページ数20と書いてある3ページのところでございますが、ここも市債同様に同じ説明でございますので、1億6,440万円の記載を1億4,640万円に訂正を願うものでございます。そこは上の段と下の市債の2つの欄を1億4,640万円の訂正をいただきたいと思います。

以上、訂正のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（中村 敦君） お諮りいたします。

修正動議の修正について、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議ないものと認めます。

それでは、引き続き、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）及びこれに対する修正案を一括して討論を続けます。

原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

これより議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び長友くに君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立少数であります。ありがとうございます。

よって、沢登英信君及び長友くに君から提出された、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、議第46号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第47号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第48号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付

します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、議第49号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第50号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第51号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第52号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第53号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第54号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

7番 岡崎大五君。

〔7番 岡崎大五君登壇〕

○7番（岡崎大五君） まず、下水道特別会計のコンサルタント料みたいな感じだと思いますけれども、そちらの補正予算は承認したいという立場で発言をさせていただきます。

下水道事業というのは、下田市のみならず、全国的に今かなり難しい事業になっているというのが現状で、皆さんも御存じだと思います。特に、都市部と地方部、すなわち下田でも、町なかとそれ以外の地域で下水道事業をどういうふうに扱ったらいいのかというのは、施設埋設に係る費用、それから維持に係る費用等々がありまして、なかなか全地域的にという事業ではないなということが分かってきた。すなわち、合併浄化槽の普及、技術の進歩に伴って、下水道だけが全ての排水の水質を良くするものではないというようなところでの判断がこれからさらに議論を深めていき、求められてくるころだと思います。

そんな中で、現状、条例定数では14人必要な水道課の職員が9人しかいない。これは、水道課の職員にとっては非常に過酷な状況になっている。先ほどから何度も言われてるように、

技術者の技術的な職員の採用はなかなか難しいという現状の中で、どのようにこういった技術の必要な事業をこれからも継続的に続けていくかということに対して、まず最初に、トータルプランといいますか、グランドデザインといいますか、そういったものが必要になってくる。それについて今回、補正のほうを上げるというようなところでございます。そうした人材難がまずあるということとですね、そんな中で、現状、年間、毎年といいますか令和4年度は、5億5,900万円のお金が、一般財源から出てきている。これは、下水道使わない方々も負担をするというようなことで、受益者負担の概念から、ちょっと著しく離れたようなびつな、いわゆる財務構造になっているということは、皆さんも御存じのところだと思います。それを、こういった財務体質を改善しなければならないということもあります。

あと、バイオマス事業の収益事業を、できるのかどうなのかも含めて展開していく必要がございます。そして、今、スマートメーターということで、今年度の補正の中でも102万4,000円上げられてますけれども、実験的ないわゆる設置によって人件費を抑制するというようなこと。今のところ80件程度を考えておられてやっているそうですけれども、こういった経費削減ですね、こういったところに向かうものが必要になってくる。

そして、課長にお伺いしたところ、決算委員会の中でも御指摘ありましたけれども、適正化、すなわち100%受益者負担にするためには、どのぐらいの下水道料金にしなければいけないのかというと、187%の値上げをしなきゃいけないと。そうならないと適正化にはならない。100%にならないという非常に困ったような状況でございます。

そして、この間も新聞報道ありましたけれども、下水道料金20%の値上げと集落排水事業では40%値上げが諮問されて提案されているわけですが、今後こういった点を受けましてどうするのかということをお早急で考えていく。いかにも複合的で複雑な下水道事業になっておるわけで、そこら辺をどのようにして、最適化していくのかというのは、やはり職員だけではなく、外の知見を集めて、やはり適切な下水道事業を今後再構築していくということが必要になってくるかと思います。

そういった中で、今回の補正でコンサルタント料というような形で上げられておりますけれども、これは必要不可欠であると。やはり外の知見がどうしても必要でございます。やはり沢登議員がおっしゃるように中の力も必要です。中の力も必要ですが、やはり外の力も必要です。

そういったところで、今回の下水道料金の補正を支持するところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 次に、原案及び修正案の両方に反対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） これをもって討論を終わります。

これより議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び長友くに君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立少数であります。

よって、沢登英信君及び長友くに君から提出された、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 敦君） 起立多数であります。

よって、議第55号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦君） 次は、日程により、発議第3号 安全・安心な海水浴場の管理運営を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 沢登英信君。

〔12番 沢登英信君登壇〕

○12番（沢登英信君） お手元の発議第3号を朗読し、提案に代えさせていただきたいと思います。

発議第3号 安全・安心な海水浴場の管理運営を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、安全・安心な海水浴場の管理運営を求める意見書を別紙により、静岡県知事、静岡県公安委員会委員長、静岡県警察本部長に提出するものとする。

令和5年10月4日提出。

提出者 下田市議会議員 沢登英信。

賛成者 下田市議会議員 長友くに。

同 江田邦明。

同 渡邊照志。

同 鈴木 孝。

提案理由。

海水浴場において、社会秩序の維持及び治安維持を推進していくため、静岡県並びに静岡県警察の全面的な関与が必要なため。

安心・安全な海水浴場の管理運営を求める意見書。

令和5年、静岡県では54の海水浴場が開設された。平成以降、海水浴場の来遊客数は減少傾向にあり、下田市内の海水浴場では平成6年の約118万9千人から、コロナ禍前の令和元年で約41万3千人、令和4年で24万1千人と大幅に減少している。海水浴場の管理運営については、来遊客数や海水浴場事業収入の増減等に関係なく、水難事故防止や公衆衛生等の安全・安心を一定の水準で維持していかなければならず、今後は海水浴場の管理運営に、静岡県の財政的な支援が必要であると考え。

また、下田市では、30年以上にわたり、白浜大浜海水浴場における条例違反営業や海水浴場周辺を含めた客引き等が横行し、社会秩序の維持に苦慮している。一層の治安維持を推進していくには、これまで以上に静岡県並びに静岡県警察の全面的な関与が必要であると考え。

改正海岸法では、総合的な視点に立った海岸の管理義務が強化され、これまでの目的である「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」と「公衆の海岸の適正な利用の確保」が追加された。海岸管理者は、海岸環境の整備と海岸利用者の安全確保にいつそう留意しながら、その職務を遂行することが求められている。また、静岡県迷惑行為等防止条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民生活の平穏を保持すること

を目的としている。

よって、下田市議会は静岡県に対し、次のことに取り組むよう強く要望する。

- 1 海水浴場を管理運営する自治体に対し、財政支援を行うこと
- 2 海水浴場とその周辺における客引き等の迷惑行為を規制できるよう、静岡県迷惑行為等防止条例などの改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日。

静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（中村 敦君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第3号 安全・安心な海水浴場の管理運営を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 質疑はないものと認めます。

発議第3号の質疑は終わりましたので、提出者は自席にお戻りください。お疲れさまです。お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 安全・安心な海水浴場の管理運営を求める意見書の提出については、
原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（中村 敦君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和5年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

なお、連絡です。

この後、一部事務組合報告会を予定しておりましたが、時間が押しましたので、こちらは中止して10月10日の議員だけ全協、ここを軸に再調整させていただきます。

各派代表者会議は開催いたしますので、4時55分から各派代表者会議、議場にて開催いたします。よろしくお願いします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後4時45分閉会